

大阪府第6次地震防災緊急事業五箇年計画変更の概要

1. 変更の理由

本府においては、想定される地震災害の軽減を図るため、平成27年3月に、地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づき、地域防災計画において地震防災対策の実施に関する目標（以下「実施目標」という。）を定めたところである。

当該実施目標を達成するため、本府及び府内市町村においては、具体的な事業計画を策定し計画的に事業を推進しているところであるが、社会情勢の変化等により、同法第3条第2項の規定に基づき、第6次地震防災緊急事業五箇年計画を変更する。

（「地震防災対策の実施に関する目標」の概要）

減災目標を定めた「新・大阪府地震防災アクションプラン」等を策定し、これらの目標を地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として定める。

2. 変更の概要

3施設について、以下のとおり事業を変更する。（事業費合計：100百万円増）

（1）消防用施設

事業量：1箇所減

事業費：169百万円減

（2）地域防災拠点施設

事業量：変更無し

事業費：263百万円増

（3）防災行政無線設備

事業量：1箇所増

事業費：6百万円増